

山口大学医学会編集著作物の著作権に関する細則

第1条 この細則は、山口大学医学会(以下「本学会」という。)が編集発行する学術雑誌「山口医学」および「Yamaguchi Medical Journal」(以下両者を「編集著作物」という)の著作権に関する事項について定めるものとする。

第2条 編集著作物の編集著作権は、本学会に帰属するものとする。

第3条 編集著作物に掲載された個々の総説、論文および学会口演抄録などの著作権は、当該著作物の著作者にある。

第4条 編集著作物に掲載された個々の総説、論文および学会口演抄録等の著作者は、当該著作物の非商業的利用について、その許諾の決定権を本学会に委任する。ただし、当該著作者自らこれを行うことを妨げない。

第5条 1項、前条本文に規定する許諾の決定権委任に関する承諾書は、著作物の掲載が受理されたときに、著作者が本学会に提出するものとする。

2項、前項に規定する承諾書の形式は、別に定める。

3項、1項に規定する承諾書の提出がなくても、編集著作物への掲載を妨げるものではない。

第6条 この細則の改廃には、役員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

附則

施行期日

1. この細則は、平成12年4月25日以降に受理された原稿から適用する。